

## 福岡市国際会館「国際交流フロア」ご利用の手引き

### 1. 利用対象事業国際交流フロアの各施設は次の事業に限り利用できます。

- (1) 国際交流事業
- (2) 国際理解・国際協力事業
- (3) 在住外国人支援事業（特定の個人を支援する事業を除く）
- (4) 前号のほか、福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という）が特に必要と認める事業

### 2. 利用対象者

次の各号のいずれにも該当する団体が行う非営利の活動に限り利用できます。

- (1) 福岡都市圏に所在地のある非営利の団体であること。
- (2) 宗教、政治及び営利活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

### 3. 利用日及び利用時間毎日、午前9時から午後9時までの時間内で利用できます。

ただし、12月29日から翌年1月3日までは、休館日です。

### 4. 利用可能な施設

- (ア) ロビー
- (イ) 第1会議室 ※定員33名
- (ウ) 第2会議室 ※定員22名
- (エ) 第3会議室 ※定員14名
- (オ) 第4会議室 ※定員12名
- (カ) 和室

※（イ）～（カ）を以下「会議室等」という。

### 5. 利用方法

- ・ 会議室等を利用する場合は、あらかじめ財団の許可が必要です。
- ・ 電話または窓口で空き状況を照会し、予約をしてください。利用日の3ヶ月前の応当日から予約を受け付けます。利用日の3ヶ月前の応当日のみ先着順とせず、同日、他の団体と予約が重なった場合は抽選とします。利用日の3ヶ月前の応当日以外の予約については、先着順の受付となります。予約受付時間：8：45～21：00（時間厳守）
- ・ 予約をしたら、速やかに「国際交流フロア施設利用申請書兼許可書（様式第3号）」及び添付書類（様式第3号に記載）を持参・FAX・郵送のいずれかの方法で財団に提出してください。
- ・ 申請内容に問題がなければ窓口にて利用許可証を発行しますので、利用当日に許可証をご持参ください。
- ・ 利用前日までに利用申請書の提出がない場合は、予約が取り消されますのでご注意ください。
- ・ やむを得ず予約をキャンセル、日時変更する場合はできるだけ早く会館へ連絡してください。

### 6. 団体登録

- ・ 団体登録をした場合は、利用申請手続きにおける添付書類の提出を省略することが出来ます。
- ・ 登録を希望する場合は、所定の団体登録申請書（様式第1-1号）及び同申請書に記載された添付書類を財団へ提出していただきます。
- ・ 財団が申請書等の内容を審査し、登録を許可した場合は登録証を交付します。

- ・登録期限は登録承認日が属する年度の翌年度末日までです。登録期限後引き続き利用を希望する場合は、再度登録が必要となります。
- ・登録内容に変更が生じた場合は、速やかに財団へ届け出てください。
- ・利用対象者の要件を満たさなくなったとき、申請事項に虚偽の内容があったとき、団体が解散したとき、その他財団が必要と認めるときは、登録を抹消することがあります。

7. 利用者の心得利用者は次のことを守って利用してください。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけるような行為はしないこと（騒音には特に注意してください）
- (2) 火災、盗難その他の事故防止に努めること
- (3) 国際交流フロアへの食べ物の持ち込みはしないこと  
(食べ物や飲み物の持ち込みを必要とする場合は、事前に相談のうえ財団の許可を受けてください。)
- (4) 個人の水分補給のための蓋つきの飲み物（ペットボトルや水筒等でアルコール類を除く）の持ち込みは可能ですが、会議室内の床や備品等を汚した場合はきれいに拭き取り、施設等の清潔を保つこと
- (5) 喫煙しないこと
- (6) ごみは持ち帰ること
- (7) 施設、設備等の利用を終えたときには、元の状態に戻すこと
- (8) 施設等の利用は許可された時間内のみ可能です。利用時間外の準備、片付け及び待機等は行わないこと。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと
- (10) 利用者に上記の事項を守らせること
- (11) その他、管理上の必要から係員が行う指示又は指導に従うこと

8. 禁止事項国際交流フロアでは、次のことはできません。

- (1) 危険物、動物を持ち込むこと
- (2) 営利活動、政治活動、布教活動を行うこと
- (3) その他、入居者または付近の住民に迷惑をおよぼすなど公の秩序を乱すこと

9. 損害賠償

利用に際して、施設、設備、備品等に損害を与えた場合は、その賠償を求めることがあります。

10. 和室の使用

茶室として使用する場合は、原則として電熱炉を使用してください。

11. その他

- ・会議室等利用後に、備品等の破損や汚損を発見した場合は、次回の利用を制限させていただくことがあります。
- ・火災・盗難その他の事故防止に努め、貴重品などの管理は各自の責任のもと行ってください。紛失等に関し、財団は一切の責任を負いません。
- ・財団が定める規定に著しく違反し、施設等の管理上重大な支障を与えた利用者は、その行為が判明した時から6ヵ月間は当施設の利用を制限します。これにより利用者が損害を受けても財団はその責を負いません。
- ・備品等の貸出しは、備付のもの以外は行いません。

**【予約窓口・問い合わせ】**

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団

福岡市国際会館（福岡市博多区店屋町4-1）

電話：092-262-1776 / ファクス：092-262-2700

08：45～21：00（毎日、ただし年末年始を除く）

※団体登録に関する問い合わせは、9：00～17：00（月～金）

